

## 風水害による停電が発生した場合の防火対策について

風水害による長時間停電の発生により、再通電時における電気機器又は電気配線からの火災発生のおそれがあり、消防用設備等の非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている場合において、消防用設備等が有効に機能しなくなるなど安全性に関する支障が出るおそれが生じますので下記内容を参考に防火対策に努めてください。

### 1 停電からの再通電時における火災予防

- (1) 停電中は各電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから離脱してください。
- (2) 停電中に建物を離れる際はブレーカーを落としてください。
- (3) 再通電時には、漏水等により電気機器等が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電気機器を使用してください。
- (4) 建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、再通電から長時間経過した後、火災に至る場合があるため、煙の発生等の異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡してください。

### 2 停電、または停電の恐れがある場合の注意点

- (1) 火気の使用に十分注意して行い、火災の発生防止に努めてください。
- (2) IP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能となっているものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保してください。
- (3) 停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となっているおそれがあることから、避難経路及び消防隊進入経路を確認し、通行ができるようにしてください。
- (4) 停電時に停止するエレベーターや遊具等については、停電が発生する可能性が高い場合には予め使用を制限してください。
- (5) 防火対象物の関係者は在館者や利用者等に対して周知を図ってください。

### 3 防火対象物に設置されている消防用設備等に関する対応

#### (1) 消火設備

- ア 消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認してください。
- イ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認してください。

#### (2) 警報設備

- ア 防火対象物の関係者等による巡回によりこんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行い火災の早期発見を図ってください。
- イ 警報設備の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保してください。
- ウ 自動火災報知設備の中には、長時間停電することに伴い予備電源の容量が低下すること等により異常警報を発するものがあることから、これらの警報音が作動した場合における対処方法（警報音の停止方法、復電時における点検方法等）について点検事業者等に確認してください。

(3) 避難設備

- ア 防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認してください。

(4) 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合

- ア 自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置してください。
- イ 燃料が空となった後に燃料を補給した場合に再び適切に作動するためには、当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要なものがあることから、留意してください。

4 危険物施設等に関する対応

- (1) 河川の氾濫、高潮等による浸水が想定される危険物施設等では、禁水性物質や金属の熔融高熱物など、水と触れると危険な物品について、浸水の影響のない高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の熔融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置をしてください。
- (2) 油の貯槽、計装制御装置、冷却装置、ポンプ機器等で、危険物の取扱い上重要な機器については、必要に応じ、浸水の防止や被害が生じた場合の応急措置をしてください。
- (3) プラント等において、停電により計装制御系統の機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等により、異常反応、異常重合、異常分解等から爆発を誘発し、他の施設も停止する危険がある場合には、非常用の電源及び当該電源に必要な燃料等を確保してください。